

## 第5次守口市地域福祉計画策定支援業務委託 公募型プロポーザル募集要領

### 1. 業務の目的

現行の「第4次守口市地域福祉計画」の計画期間が令和9年度末をもって終了となる。このため、これまでの取組と計画の進捗状況を検証し、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項など、地域福祉の推進を図るための基本的な方向性を定めるため「第5次守口市地域福祉計画」を策定する。

策定過程においては、社会環境の変化や本市の抱える地域福祉を取り巻く課題、現行計画の進捗と成果、市民や事業者等のニーズや意見を反映するなど、様々なデータを収集・分析・検討し、効率的かつ効果的に作業を推進する必要があるため、民間企業の豊富な経験と高い専門性を活用することを目的とする。

### 2. 業務概要

- (1) 業務名 第5次守口市地域福祉計画策定支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日 から 令和10年3月31日まで
- (4) 上限額 11,407,000円（消費税及び地方消費税を含む。）  
※ただし、令和8年度においては4,180,000円を、令和9年度においては7,227,000円をそれぞれ上限とする。

### 3. プロポーザル参加資格要件

企画提案に参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本業務に係る参加希望表明書の提出時において、令和8年度の本市入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (3) 守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は各要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (4) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 近畿2府4県内に本店又は支店等を有し、同所で本業務を遂行できること。

また、業務の遂行にあたり、常に本市からの連絡を受け取れる状態とし、本市から必要に応じて対面での打ち合わせ等の申し出があった場合、本市に出向くことができる体制を構築できること。

- (9) 過去5年間（令和3年度～令和7年度）において、本市の保健福祉分野（地域福祉計画、老人福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、健康増進計画、こども計画、子ども・子育て支援事業計画のいずれか）に関連する計画の策定支援業務の受託実績を有していること。なお、アンケート調査や計画書の印刷製本など、業務の一部のみの実績は認めない。
- (10) 過去5年間（令和3年度～令和7年度）に地方自治体における地域福祉計画の策定支援業務の完了実績を有していること。なお、アンケート調査や計画書の印刷製本など、業務の一部のみの実績は認めない。
- (11) 地域福祉全般について提言できる高い専門性を持つ者として社会福祉士の資格を有する技術者を1名以上常勤で配置できること。
- (12) 情報セキュリティマネジメントシステム ISMS 認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマーク認証を取得していること。なお、法人認定ではない担当者の個人資格は対象外とする。

#### 4. 選定スケジュール

内 容		日 程
(1)	公告（募集要領、仕様書等の配布）	令和8年4月14日（火）
(2)	質問受付開始	令和8年4月14日（火）
(3)	質問受付終了	令和8年4月24日（金）
(4)	質問回答期限	令和8年5月1日（金）
(5)	応募書類の提出期限	令和8年5月15日（金）
(6)	参加者の応募資格の確認結果並びに事業者プレゼンテーション及びヒアリング日時、場所等の通知	令和8年5月下旬
(7)	事業者プレゼンテーション、ヒアリング及び審査	令和8年6月2日（火）
(8)	優先交渉権者の決定、審査結果通知	令和8年6月上旬
(9)	契約内容の調整及び仕様書の確定	選定結果通知後
(10)	契約締結	契約内容の確定後

## 5. 参加手続

### (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号（3階北フロア）  
守口市健康福祉部地域福祉課  
電話番号：06-6992-1570（直通）  
メールアドレス：fukushi@city.moriguchi.lg.jp

### (2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：令和8年4月14日（火）～令和8年5月15日（金）  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時30分まで。）

#### イ 配布場所

地域福祉課で配布するほか、本市のホームページからダウンロードできる。

### (3) 応募書類の提出期間、提出場所、提出方法

ア 提出期間：令和8年4月14日（火）～令和8年5月15日（金）  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時30分まで。）

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

#### イ 提出場所：地域福祉課

ウ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）

## 6. 質疑・回答

### (1) 受付期間：令和8年4月14日（火）～令和8年4月24日（金）

※受付期間後に提出された質疑書は無効とし、回答しない。

### (2) 質疑方法：電子メールにより、地域福祉課に提出すること。

（受信確認の電話を行うこと。）

### (3) 質疑様式：質疑書（様式4）を使用することとし、次の点に留意して記載すること。

ア 電子メールの件名は、「【事業者名】『第5次守口市地域福祉計画策定支援業務委託に関する質疑』」とすること。

イ 会社名、担当者名、電話番号及びメールアドレスを記載すること。

ウ 質疑内容を端的に表す表題を記載すること。

### (4) 回答期限及び回答方法

令和8年5月1日（金）午後5時30分まで

※本市ホームページに掲載し、個別に回答しない。

## 7. 応募書類

応募書類は次に掲げる全ての書類とする。

### (1) 応募書類一覧及び提出部数

	書類内容	提出部数
①	第5次守口市地域福祉計画策定支援業務委託公募型プロポーザル参加希望表明書兼誓約書（様式1）	原本1部 写し7部
②	会社概要（様式2） 【添付書類】 ・事業者の基本財産、業務内容の詳細、活動実績等がわかる書類（パンフレットも可） ・商業登記簿謄本（3月以内のもの〔写し可〕） ・守口市入札参加資格審査申請書受付番号が記載されたもの〔写し可〕 ・国税及び地方税を滞納していないことが確認できる証明 ・プライバシーマーク又はISO27001/ISMSの認証取得を証する書類の写し（有効期限内のもの）	
③	業務実績（様式3）	
④	【企画提案書】予定技術者の経歴等（様式6）	
⑤	【企画提案書】業務実施体制（様式7）	
⑥	【企画提案書】業務工程計画（様式8）	
⑦	【企画提案書】業務実施方針（様式9）	
⑧	【企画提案書】業務実施手法（様式10）	
⑨	【企画提案書】独自提案①（様式11）	
⑩	【企画提案書】独自提案②（様式12）	
⑪	【企画提案書】独自提案③（様式13）	
⑫	価格提案書（様式自由）	

### (2) 提出された応募書類の取扱い

- ア 提出された応募書類は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。
- イ 採用された応募書類に対し、公文書公開請求があった場合は、守口市情報公開条例に基づき、特定の内部管理情報や個人情報を除いて、原則公開とする。
- ウ 提出のあった応募書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- エ 提出された応募書類は返却しない。
- オ 応募書類の著作権は、参加者に帰属する。
- カ 応募書類に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は参加者が負う。

### (3) 留意事項

- ア 応募書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式5）を届け出るものとする。
- イ 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- ウ 応募書類の作成、提出に関する費用は、参加者の負担とする。
- エ 提出期限内における応募書類の差替え、再提出は可能とする。
- オ 応募書類の提出後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- カ 提出の際は、添付書類も含めて、目次、通し番号及びインデックスを付し、A4サイズのパワーポイントファイルに綴って提出すること。

## 8. 評価方法等

### (1) 評価基準

評価対象	評価項目		配点	
参加者	業務実績	過去5年間（令和3年度～令和7年度）に、地方自治体の地域福祉計画の策定支援業務を完了した実績が豊富かどうか。	15	
		過去5年間（令和3年度～令和7年度）に、本市における保健福祉分野に関連する計画の策定支援業務を受託した実績が豊富かどうか。	5	
提案価格	見積金額		15	
実績等・費用に係る配点			小計	
			満点35点	
企画提案	全体評価	提案の的確性・実現性	仕様書や本市が有する地域特性や課題を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。また、実施方法が具体的で、妥当性・実現性のある提案となっているか。	15
		事業の理解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるかどうか。	10
	業務実施体制評価	業務実施体制	配置予定人数や配置予定技術者の計画策定支援業務実績、地域住民懇談会実施実績及び保有資格等、業務遂行に十分な体制が整えられているか。	15
		業務工程	工程ごとに適切な時間配分がなされ、業務完了に至るまでの過程が明確に説明されているか。また、効率的に作業を行い、本市の事務負担を軽減できる提案となっているか。	10
	業務遂行評価	現状分析・課題把握	社会環境の変化や国等の施策の動向、本市の地域福祉を取り巻く基礎データや課題の整理・分析について、その考え方や手法が具体的でわかりやすく提案されているか。	15
		意向調査	調査項目等についての考え方や実施・分析方法が、社会環境の変化等の動向を踏まえた効果的な提案となっているか。	15
		地域住民懇談会	実施コンセプト等の考え方や実施方法が、効果的なものとなっているか。また、効果的な実施方法を企画立案段階から提案できる業務遂行体制が整えられているか。	25
		計画策定	地域福祉計画の策定にあたり、手厚くきめ細かい支援が期待できる提案となっているか。	15
		会議運営支援	地域福祉計画策定懇話会、地域福祉計画検討委員会等の会議の運営支援及び庁内外関係機関との調整について、十分な内容の提案がされているか。	15
		独自提案評価	地域福祉計画策定に関する広報啓発	
	地域福祉活動計画との連携・協働		事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、効果が見込める提案がなされているか。	10
	その他			10
企画提案に係る配点			小計	
			満点165点	
合計			満点200点	

### (2) 評価方法

(1) の評価基準に基づいて評価する。

### (3) 候補者の選定方法

ア 候補者の選定は、「第5次守口市地域福祉計画策定支援業務委託事業者公募型プロポーザル選定委員会」が行う。

- イ 企画提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所については、別途通知する。
- ウ 最高点の者が複数いた場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- エ ウに関わらず、全委員の総点数の平均点数が 120 点未満の場合は、候補者として選定しない。
- オ なお、審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

#### (4) 失格要件

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 参加資格を満たさないことが判明した場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- エ 価格提案書の金額が 2 (4) の上限額を超える場合
- オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- カ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ク プレゼンテーションに出席しなかった場合（ただし、交通機関の事故等、参加者の責によらない理由により欠席した場合を除く）

#### (5) 留意事項

プレゼンテーション等に要する経費は、参加者の負担とする。

### 9. 選定結果の通知・公表

優先交渉権者の選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日の翌営業日以降に、下記公表事項について守口市ホームページで公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

#### 【公表事項】

- ア 候補者名
- イ 全参加者名、全参加者の総合評価点、企画提案評価点、価格提案評価点、提案金額
- ウ 委員の氏名等
- エ 会議録（要点筆記）

### 10. 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と本市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受注者は契約金額の 100 分の 10 の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、守口市契約規則第 21 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

- (3) 業務委託料については、年度ごとの完了払いとし、各年度の委託業務が完了し、本市が検査を終了した後、受託者からの請求があった日から 30 日以内に契約金額を一括して支払う。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式 5）を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

#### 1 1. 公募型プロポーザルの延期及び中止

災害など、緊急等やむを得ない理由により、公募型プロポーザル選定業務を適正に実施することができないと市が判断した場合、本プロポーザルを延期又は中止することがある。なお、この場合、当該プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。

#### 1 2. その他

応募書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。